

山武市学校事務共同実施ホームページ管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山武市学校事務共同実施(以下「共同実施」という。)におけるホームページの作成及び利用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同実施は、ホームページを開設することにより広報活動を通して山武市内外の学校職員に対し、共同実施や学校事務業務についての理解を深めてもらうとともに、保護者や地域、広く一般にも学校教育についての理解を得る一助とする。

2 ホームページは山武市の学校職員や行政機関との情報共有の場とし、市内で共通する資料やデータ等を共有することで、より質の高い学校事務の効率化・平準化を図る。

(個人情報の保護)

第3条 個人情報の発信の範囲は、別表のとおりとし、それ以外は基本的には発信しないこととする。

(作成及び管理)

第4条 ホームページを開設するときは、山武市教育委員会及び学校事務共同実施運営協議会の承認を得ることとする。

2 ホームページの作成及び更新の責任者は共同実施主任とする。

3 ホームページを更新するときは、共同実施内で掲載内容等を検討し、山武市教育委員会の承認を得ることとする。

(遵守事項)

第5条 ホームページで発信する内容については、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮しなければならない。

2 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等、教育活動及び教育行政活動において望ましくない情報の受発信が行われないようにしなければならない。

3 ホームページを通して、商用その他営利目的の活動をしてはならない。

4 個人・団体を誹謗・中傷する内容を情報発信してはならない。

5 各小中学校に関わる写真及び情報を掲載する場合は、当該学校長の許可を得ること。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から適用する。

別表

情報発信の範囲 ○は可 ×は不可 △は条件付

項目	内容	不特定の相手	特定の相手※1
学校情報	学校名	○	○
	学校住所	○	○
	学校電話 FAX 番号	○	○
	学校メールアドレス	×	×
	校長名	○	○
	職員名	×	△
	各校行事予定	△	○
	学校児童生徒数・職員数	○	○
	その他	※2	※2
教育行政情報	行政手続き関係	○	○
	各校予算関係情報	△	○
	市バス関係情報	△	○
	その他	※2	※2
共同実施状況	共同実施名簿・組織表	△	○
	共同実施作成物	△	○
	共同実施作成物(個人情報にかかわるもの)	×	×
	その他	※2	※2
写真	学校写真	○	○
	学校職員写真	×	△
	生徒児童写真	×	×
	共同実施関係写真(組織員写真含)	△	○
	その他	※2	※2

※1 特定の相手とは、パスワード付ページのパスワード付与者のことである。

※2 その他については、山武市教育委員会の判断による。